

## G 7 から始まる官民連携農業プロジェクト事業実施要領

令和 5 年 7 月 14 日制定  
農政水産部農政企画課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、G 7 から始まる官民連携農業プロジェクト事業の実施について、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）及び G 7 から始まる官民連携農業プロジェクト事業補助金交付要綱（令和 5 年 7 月 14 日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 本県における持続可能な農林水産業の実現に向け、農林漁業者、農業法人、農林漁業者で組織する団体、市町村及び民間企業、大学等の多様な者で構成される事業化検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が行う、新たな事業化に向けた事前調査及び事業性の評価を支援する。

(対象事業)

第 3 条 要綱第 1 条の補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるいずれかの分野における事業化を目的に行う事前調査及び事業性の評価とする。

- (1) 県内の地域資源の有効活用又は創出により、農林水産業における燃油や化学肥料、家畜の飼料等の海外資源の利用低減につながる分野
- (2) 県内の地域資源の有効活用又は創出により、新たな再生可能エネルギーの創出につながる分野
- (3) 未だ普及していない新たなスマート技術の社会実装により、本県農林水産業における省力化や効率化に広く効果が見込まれる分野
- (4) その他、本県農林水産業の生産構造を持続可能なものに転換する分野

2 前項に掲げる事業は、事業化により、本県における製造プラントの整備や労働雇用の拡大など、資本、技術、人及び知見等が本県へ蓄積することが見込まれるものとする。

(プロジェクトチームの要件)

第 4 条 要綱第 1 条に規定するプロジェクトチームは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内の農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、市町村のいずれかを構成員に含むこと。

- (2) 事業化に向けた課題解決のための専門技術や資本力等を有する企業を構成員に含むこと。
  - (3) プロジェクトチームにおける全ての構成員が、県が別に設置するプロジェクト創出のためのプラットフォームに参加していること又は参加することが確実であること。
- 2 プロジェクトチームの代表者は、補助事業の運営管理及びプロジェクトチーム構成員間の相互調整等を行うものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 要綱第4条及び別表に規定する補助対象経費及び補助金額は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 謝金

本事業を実施するために直接必要な講演会、講習会、研究会の講師謝礼又は専門知識の提供を行った者に対する謝金に要する経費。

(2) 旅費

本事業を実施するために直接必要な出張に係る経費。

(3) 賃金

本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料の事業主負担経費。

(4) 需用費

本事業を実施するために直接必要な消耗品費（耐用年数が1年未満又は購入単価が10万円未満のものに限る）、印刷製本費、光熱水費。

(5) 使用料及び賃借料

本事業を実施するために直接必要な会場借料、備品のリース・レンタル料等に要する経費。

(6) 役務費

本事業を実施するために直接必要な通信運搬費、振込手数料等に要する経費。

(7) 委託料

本事業の一部分を他の者へ委託するために要する経費。

(8) 設備備品費

① 本事業を実施するために直接必要な設備、機械及び備品等の購入、制作、改良又はその据付、修繕に要する経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。

② 設備備品費に該当する機械装置、工具器具の購入は、耐用年数1年以上か

つ取得価格が 10 万円以上のものとする。ただし、消耗品等を組み合わせて自ら製作する場合で、耐用年数が 1 年以上かつ取得価格の合計が 10 万円以上となる場合も、設備備品費として計上するものとする。

③ 汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）は補助対象外とする。

④ 機械装置の加工等の外注に要する経費は、設備備品費に計上するものとする。

⑤ ソフトウェア（ライセンス契約に要する費用を含む。）については、機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものは設備備品費として計上するものとする。

⑥ 設備備品費の補助金額は、補助金総額の 40%以内とする。ただし、事前調査及び事業性の評価において必要となる評価・実証装置を製作する場合を除く。

（事業の公募及び採択）

第 6 条 補助事業の公募は、別に定める公募要領により行うものとする。

2 公募のあった事業は、有識者等から構成される審査会において、別に定める審査基準により審査を行い、当該審査結果を踏まえ、農政企画課が採否を決定するものとする。

（事業の着手時期及び完了時期）

第 7 条 補助事業の着手時期及び完了時期は、実施年度ごとに次のとおりとする。

（1）着手時期は、交付決定通知日以降とする。

（2）完了時期は、当初の交付決定日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

（事業化状況等報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から 3 年間、毎年度の終了後 30 日以内に補助事業の成果に係る過去 1 年間の事業化状況等について、報告書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、前項のほか必要に応じて報告を求めることができる。

（成果の発表）

第 9 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に事業の成果を発表させることができる。ただし、企業の機密事項等は発表内容から除くものとする。

2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(取得財産の管理)

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

別記

様式第1号（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

年度G7から始まる官民連携農業プロジェクト業補助金に係る 年度事業化状況等報告書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、G7から始まる官民連携農業プロジェクト事業実施要領第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり 年度の事業化状況等を報告します。

記

1 事業のテーマ

2 事業化の状況等

（1）事業化の状況

事業化の状況（技術開発等を継続している、商品製造を開始した等）の詳細を記載すること。

（2）事業化にあたって解決すべき課題

（3）今後の見通し

事業化の時期や、事業化に向けて今後取り組む内容について記載すること。

3 知的財産権の取得状況

補助事業に基づく発明、考案等に関して、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を取得した場合は、その詳細を記載すること。

注）同じ事業テーマが複数年度で採択された場合、採択された最終年度を除く年度については、本報告を省略できるものとする。